

平成30年度 東京建設業国民健康保険組合 法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画

東京建設業国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、平成30年度の実践計画を次のとおり策定する。

1、法令遵守に関する指導・研修

- ①不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。
- ②組合報やホームページなどにより法令遵守の周知を行う。
- ③法令遵守マニュアルに基づいて研修を行う。

2、法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一業務に従事させないように人事ローテーションを実施するとともに、財務規程に基づく業務は、複数の職員により執行させる。但し、やむを得ない理由により長期間にわたり、同一業務に従事している場合には、事故防止等のための適切な措置を講じることとする。

3、法令遵守関連情報の報告と把握等

- ①役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに法令遵守担当理事に報告するとともに適切に対応する。
- ②役職員が把握した組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事故に関する報告、保険給付に関する争い及び経理処理の状況等については、法令遵守担当理事に速やかに報告する。
- ③法令遵守担当理事は、法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員もしくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告し、対応方針について理事会の承認を得る。

4、不祥事故への対応体制

- ①役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事に速やかに報告する。
- ②法令遵守担当理事は、規約・規程等に則り、調査の上、理事会に報告する。
- ③理事長は、法令等に従い東京都（監督官庁）に報告するとともに、法令遵守担当理事とともに適切な措置をおこなう。

5、雑則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。